

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和4年11月10日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する港湾の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金155,562円を支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和4年7月24日

(2) 事故発生場所

鳥取市賀露町西四丁目地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、鳥取港岸壁を軽貨物自動車で走行中、側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。